

第 6637 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 3月 10日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 新型コロナによる納税猶予

**Q** : 新型コロナの影響で予約のキャンセルが相次いだため、多額の損失が生じました。このような場合、納税猶予の適用は受けられますか？

**A** : 受けられることがあります。

### 【解説】

納税者が著しい売上の減少があったことや事業に著しい損失を受けたことにより、国税を一時に納付できないときは、「納税の猶予」の制度に基づき、税務署に申請を行うことにより、最大で1年間分割納付することが認められます。

お尋ねのように、新型コロナウイルス感染症の影響で予約キャンセルが相次ぎ、事業に著しい損失が生じたというような場合は、「納税の猶予」が受けられることがあります。この場合には、延滞税が軽減(令和3年は年8.8%の割合が年1.0%)されることとなっています。

ちなみに、新型コロナウイルス感染症患者が発生したことに伴い、消毒作業により、仕入れていた食材を廃棄したような場合も「納税の猶予」が受けられることがあります。この場合は、延滞税が免除されることとなっています。

なお、「納税の猶予」が受けられない場合でも、「換価の猶予」が受けられることもあり、この場合には、一定の要件を満たしていれば、税務署に申請を行うことによって、最大で1年間の分割納付をすることが認められます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】